

物価高騰対策 賃上げ支援金

岩手県では、**60円以上**（1時間当たり）の
賃上げを行った中小企業等を対象に

従業員1人あたり**6万円**<sup>上限
50人分</sup>を支給します。

支援金の 支給額

従業員1人当たり**6万円**、上限50人分（1事業所当たり最大400万円）

※令和7年10月1日から令和7年12月1日までの間に、時給971円未満の従業員の賃金を
時給1,031円以上に引き上げた場合は、**2万円**加算する。

支給 対象者

県内に事業所を有する中小企業等

※公益法人、協同組合、個人事業主等（従業員を1人以上雇用しているものに限る）も含む。
（詳しくは裏面へ）

支給要件

①賃上げの対象時期

令和7年10月1日から令和8年9月30日まで
（賃金の支給が令和8年10月31日までのものを含む）

②賃上げ対象従業員

県内事業所に勤務する正規及び非正規雇用労働者。
ただし、非正規雇用労働者については、週所定労働時間20時間以上であること。

③賃上げ額

（ア）対象時期において、従業員の賃金を賃上げ月の前月と比較して**1時間当たり60円
以上**引き上げていること。

（イ）最低1月以上、**引き上げ後の賃金支給実績**があること。

（ウ）引き上げ後の**賃金水準を1年間継続**すること。

④その他

申請時点において、事務所内の全ての労働者の1時間当たりの賃金が最低賃金を上回っ
ていること。

受付開始

令和8年 **2月13日（金）**

県全体の 支給上限

岩手県全体で25億4,000万円を上限とし
上限に達し次第終了します。

※なお、上限に達しない場合でも、令和8年11月13日（金）で受付終了とします。

手続きについては
裏面をご覧ください

支援金申請について

必要書類

- ①物価高騰対策賃上げ支援金申請書兼請求書(様式1又は様式2)
- ②支給対象従業員一覧(様式3)
- ③支給対象従業員に係る労働条件通知書の写し又は雇用契約書の写し
- ④賃金台帳の写し(賃金改定月及び賃金改定月の前月分)
- ⑤別途指定する金融機関の振込依頼書(支払い先の情報を記載したもの。)及び支援金振込先の口座に関する情報(金融機関名、口座番号、名義人等)が分かる書類(預金通帳の写し等)
- ⑥その他、知事が必要と認める書類

支給対象事業者

■ 法人の場合…次の項目すべてに該当する者

- ①中小企業基本法(昭和38年法律第154条)第2条第1項に規定する中小企業者の範囲※1で事業を営む者であって、法人税法(昭和40年法律第34号)第2条に規定する法人のうち、公益法人等(宗教法人を除く。)、協同組合等及び普通法人に該当するもの。
ただし、次のいずれかに該当するものは除く。
・構成員相互の親睦、連絡及び意見交換等を主目的とするもの(同窓会、同好会等)
・特定個人の精神的、経済的支援を目的とするもの(後援会等)
・岩手県が設立した法人
・法人格のない任意団体、政治団体および宗教団体
・運営費の大半を公的機関から得ている法人等
- ②県内に本社又は主たる事業所がある、若しくは支店・営業所等の事業所が県内に存在すること(県内で営業実態がなく、法人住民税が免除されている場合を除く)。
- ③県内の事業所に常時使用する従業員※2を1人以上雇用していること。
- ④岩手県税に未納がないこと。
- ⑤過去に国・都道府県・市区町村等の助成事業等において、不正受給による不支給決定又は支給決定の取り消しを受けたことがないこと。
- ⑥過去5年間に重大な法令違反等がないこと。
- ⑦風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」を行っていないこと。
- ⑧岩手県暴力団排除条例(平成23年岩手県条例第35号)第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者でなく、経営に暴力団及び暴力団員が実質的に関与していないこと。
- ⑨会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)等に基づく再生または更生手続きを行っている者ではないこと。

■ 個人事業主の場合…次の項目すべてに該当する者

- ①岩手県内税務署へ開業届を提出していること。
- ②中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者の範囲で事業を営む者
- ③左欄の③から⑨の全ての要件に該当するもの。

※1 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者の範囲

業 種	中小企業者 (下記のいずれかを満たす者)		小規模企業者
	資本金の額 または 出資の総額	常時使用する 従業員の数	常時使用する 従業員の数
製造業、建設業、 運輸業、その他の業種	3億円以下	300人以下	20人以下
卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下

※2 常時使用する従業員とは、労働基準法第20条の規定に基づく「解雇の予告を必要とする者」とし、以下①から④に該当しない者とする。

- ①会社役員又は個人事業主
- ②日々雇い入れられる者
- ③2か月以内の期間を定めて使用される者
- ④季節的業務に4か月以内の期間を定めて使用される者

申請方法

《オンラインからの申請がスムーズです。優先的にご利用ください》



オンラインから申請

申請特設ページにアクセス

申請フォームに必要事項を入力

提出書類を添付

入力終了・申請

申請完了

申請受付から支援金の振込までは
およそ4週を予定しています



オンラインから申請できない場合は
郵送で申請

所定の申請用紙に必要事項を記入

提出書類を同封の上郵送

送付先

〒020-8777 盛岡市神明町5-5

岩手県火災共済会館 3階

「物価高騰対策賃上げ支援事業事務局」宛

申請完了

申請受付から支援金の振込までは
およそ5週を予定しています

※振込までの期間は、申請書類の不備等の状況や、申請が殺到している時期などにおいて、さらに期間を要する場合がありますので、予めご了承ください。

申請特設ページはこちら <https://iwate-bukkakoutoutaisaku.pref.iwate.jp> ▶▶



お問い合わせ

※提出方法がご不明な場合はこちらまでお問い合わせください

物価高騰対策賃上げ支援事業事務局

〒020-8777 盛岡市神明町5-5 岩手県火災共済会館 3階

tel 019-601-7165 受付時間/9:00~17:00
(土・日・祝・お盆期間を除く)

mail info@iwate-bukkakoutoutaisaku.jp

[2026.02]